

あなたの回答が、  
日本の未来へ活かされます。



未来の子どもたちの住みよい住環境施策に役立てる、大切な調査です。

# 住宅・土地統計調査

— 平成30年10月18日(月) —

**簡単!**

便利な回答方法

ご回答は「インターネット・郵送・調査員回収」からお好きな方法をお選びください。

**安心!**

個人情報保護

ご回答いただいた内容は、統計法によって厳重に保護されますので、安心してご回答ください。

**大切!**

ご協力ください

住まい・土地活用の施策立案に役立つ、大切な調査です。

 総務省統計局・都道府県・市区町村 からのお知らせです 

# お知らせ

本人通知制度を利用しましょう

この制度は、代理人や第三者からの請求により、本籍が記載された住民票の写しや戸籍謄本などを交付したとき、その事実を本人に通知するものです。これにより、不正取得の疑いがある等の事実関係を早期に発見するきっかけになります。

※住民票や戸籍の交付を差し止める制度ではありません。  
※郵送または窓口にて事前登録が必要です。

☎ 伊奈町に住民登録のある方または伊奈町に本籍がある方

☎ 住民課 ☎ 2114

家を新築・増築された方へ  
家屋調査にご協力ください



新築、増築した家屋については、建築材料、床面積などを調査して、固定資産税の算出基礎となる評価額を決定します。

該当するお宅には、税務課職員が事前に日程調整のうえ、調査に伺いますので、ご協力をお願いします。

また、家屋の全部あるいは一部を取り壊したときは、滅失登記を行った場合を除き、町に連絡をお願いします。

※町職員を装う者がいる可能性もありますのでご注意ください。不審に思われた場合は、税務課までお問い合わせください。

☎ 税務課 ☎ 2154

住宅用火災警報器の設置  
をお願いします



伊奈町消防本部では、住宅用火災警報器の設置状況を把握するため毎年アンケートを実施しています。

☎ 町内の設置率：73・3%

住宅用火災警報器は火災を早い段階で発見することができ、大切な命を守ることにつながります。まだ設置されていない方は、早めの設置をお願いします。

設置がお済みの方は、半年に1回の点検を行い適切な維持管理をお願いします。

持管理をお願いします。

※アンケート結果の詳しい内容は、町ホームページをご覧ください。

☎ 消防本部 ☎ 722-8115

第6回東京都市圏パーソナルトリップ調査にご協力を

埼玉県では、人の1日の動きを把握・分析することで、暮らしやすい都市づくりや広域的な交通計画の検討を進めるため、9月～12月に移動に関する調査を実施します。対象となるご家庭には、埼玉県から調査の依頼状を郵送しますので、お手元に届きましたら、ご協力をお願いします。

☎ 埼玉県都市計画課 ☎ 830-5337

国民健康保険の減免制度

次のいずれかに該当し、生活が困難となった方で医療費の一部負担金のお支払いに困りの場合は、減額・免除または徴収猶予を受けられる制度があります。

①震災、風水害、火災その他これらに類する災害により死亡したとき、身体に著しい障害を受けたとき、または資産

## 住宅・土地統計調査にご協力ください

総務省統計局では、わが国における住宅や居住している世帯に関する実態を調べるため、10月1日を基準日として住宅・土地統計調査を実施します。調査の対象は、全国から無作為に選定した約370万世帯です。伊奈町の対象は、約1200世帯です。

この調査の結果は、暮らしと住まいに関する計画や施策の基礎資料として幅広く利用されます。統計調査員が調査票の記入のお願いに伺った際には、ご協力をお願いします。

☎ 秘書広報課 ☎ 2211

医療機関等の適正な受診  
をお願いします



に重大な損害を受けたとき  
②干ばつ、冷害、凍霜害等により農作物の不作その他の事由により収入が減少したとき  
③事業または業務の休止または廃止、失業等により収入が著しく減少したとき  
④①～③に掲げる場合のほか、一部負担金の減額、免除または徴収の猶予を受けることが相当と認められるとき

なお、徴収の猶予の期間は、当該被保険者の事情に応じて6月以内で定められます。また、国民健康保険税についても同様の理由等により生活が困難となった際に、減免できる場合があります。

☎ 保険医療課 ☎ 2172  
☎ 保険医療課 ☎ 2174